

環水大水発第 1611151 号
平成 28 年 11 月 15 日

都道府県知事 }
水質汚濁防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長

亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見直しについて

亜鉛含有量については、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成 18 年環境省令第 33 号）附則第 2 条において暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を設定しているところ、その適用期間が平成 28 年 12 月 10 日に終了することとなる。

また、カドミウム及びその化合物については、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 30 号）附則第 2 条において暫定排水基準を設定しているところ、当該基準の対象業種のうち 2 業種について、その適用期限が平成 28 年 11 月 30 日に終了することとなる。

今般、現行の亜鉛含有量に係る暫定排水基準の対象 3 業種並びにカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の対象業種のうち今般当該基準の適用期限が終了する 2 業種について、現時点における各業種の排水濃度の実態及び適用可能な処理技術等に照らし、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 1 条に規定する排水基準（以下「一般排水基準」という。）への対応の可否を確認した上で、各対象業種に係る暫定排水基準の適用期限をそれぞれ延長することとした。このため、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成 28 年環境省令第 25 号。以下「改正省令」という。）を平成 28 年 11 月 15 日に公布し、亜鉛含有量に係る暫定排水基準の見直しに関する規定については同年 12 月 11 日から、カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の見直しに関する規定については同年 12 月 1 日から施行することとしたものである。

その実施に当たっては、下記の事項に留意の上、改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 . 措置の内容

(1) 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部改正

亜鉛含有量に係る暫定排水基準が適用されていた 3 業種について現行の暫定排水基準 (5 mg/L) を延長した。適用期間は改正省令施行の日から 5 年間 (平成 33 年 12 月 10 日まで) である。(改正省令第 1 条)

金属鋳業

電気めっき業

下水道業 (金属鋳業又は電気めっき業に属する特定事業場から排出されている水を受け入れているものであって、一定の条件 (2 . (4) 参照) に該当するものに限る。)

(2) 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正

カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準が適用されている 4 業種のうち、今般適用期限が終了する 2 業種について現行の暫定排水基準を延長した。適用期間は以下のとおりである。(改正省令第 2 条)

金属鋳業

暫定排水基準 : 0.08mg/L

適用期間 : 改正省令施行の日から 3 年間 (平成 31 年 11 月 30 日まで)

溶融めっき業 (溶融亜鉛めっきを行うものに限る。)

暫定排水基準 : 0.1mg/L

適用期間 : 改正省令施行の日から 1 年間 (平成 29 年 11 月 30 日まで)

2 . 暫定排水基準が適用される特定事業場について

改正省令の施行に当たっては、暫定排水基準が適用される特定事業場の取扱いについて以下の事項に十分留意されたい。

(1) 水質汚濁防止法施行令 (昭和 46 年政令第 188 号) 別表第 1 第 74 号に定めるいわゆる共同処理場の施設を有する事業場については、その処理する水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなして、暫定排水基準を適用していること (排水基準を定める省令等の一部を改正する省令 (平成 18 年環境省令第 33 号) 附則第 2 条第 2 項及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 26 年環境省令第 30 号) 附則第 2 条第 2 項)

(2) 亜鉛含有量に係る暫定排水基準が適用される業種に属する特定事業場が同時に暫定排水基準が適用される業種以外の業種にも属する場合には、暫定排水基準を適用することとしていること (排水基準を定める省令等の一部を改正する省令 (平成 18 年環境省令第 33 号) 附則別表備考 1)

(3) カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準が適用される特定事業場が同時に複数の業種に属する場合には、当該業種に係る排水基準のうち最大の許容限度のものを適用することとしている（水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 30 号）附則別表備考）。

(4) 下水道業に係る亜鉛含有量の暫定排水基準の適用については、暫定排水基準が適用される業種に属する特定事業場（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場（以下「下水道法上の特定事業場」という。））から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するものであって、以下の条件に該当するものについて、暫定排水基準を適用することとしている（排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成 18 年環境省令第 33 号）附則別表備考 2 ）。

[一定の条件]とは、次の算式により計算された値が 2 を超えることをいう。

$$C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Q_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 1 日につき立方メートル）

Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 1 日につき立方メートル）

3 . 関係者に対する指導について

改正省令による改正後の暫定排水基準が適用される特定事業場については、改正省令の各適用期限終了後に一般排水基準に対応することができるよう、必要な指導等をお願いする。